

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更について

内閣府（防災担当） 防災計画担当

1 はじめに

政府では、令和5年（2023年）12月に中央防災会議 防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討を進めてきました。令和7年（2025年）12月にとりまとめた同ワーキンググループの報告書を踏まえ、令和8年（2026年）6月12日に閣議決定された新たな「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）について、本稿でその概要を紹介します。

2 首都直下地震の被害想定について

東京圏及びその周辺地域はM7クラスの地震がいつでもどこで発生してもおかしくなく、あらかじめ発生場所を特定することもできないとされています。

首都直下地震対策検討ワーキンググループでは、発生可能性や首都中枢機能への影響等を考慮し、被害が甚大となる「都心南部直下地震」を対象に、被害想定をまとめています（図1）。

3 新たな基本計画の概要について

新たな基本計画では、減災目標として、都心南部直

下地震で想定される死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後10年間で半減以上させることを目指すこととしており、この減災目標を達成するための様々な施策について、189個の具体目標を掲げています（図2）。

東京圏には、首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ、我が国の人口の約3割が居住していることから、首都直下地震対策においては「首都中枢機能の確保」、「膨大な人的・物的被害への対応強化」の2つの観点が重要です。くわえて、被災後の「迅速な復興、より良い復興」に向けた事前の備えが重要です。その前提として、国民、企業等、地域、行政が一丸となって首都直下地震を乗り越えるべく、首都直下地震を「自分ごと」として捉えて平時からの防災対策を進める（防災意識の醸成）とともに、社会全体での体制の構築に取り組んでいく必要があります。

(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

膨大な量の被害に対しては、行政による公助だけでは限界があるため、自然災害に対して、「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から「国民、企業等、地域、行政が共に災害に立ち向かう」という考え方への転換が必要です。このような考え方に転換するため、東京圏及びその周辺地域で生活をする各人が、被災時の具体的なイメージを持ちながら、平時から防災対策に取り組む必要があり、住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置、食料等の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）といった各個人の防災対策について、国及び地方公共団体が普及啓発を図ることとしています。

また、各主体単独の対応には限界があることから、あらゆる関係者の力を結集し、「総合的な防災力の向上に資する多様な連携」を進め、防災対策に取り組む必要があります。

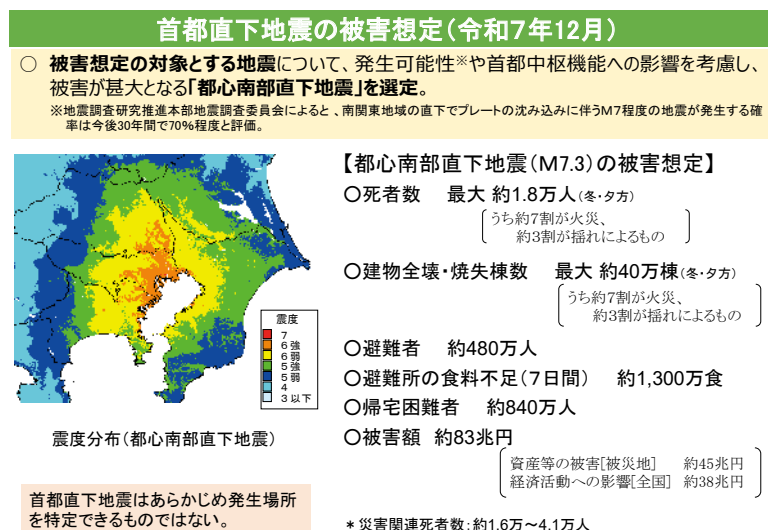


図1 新たな首都直下地震の被害想定について



図2 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

(2) 首都中枢機能の継続性の確保

首都中枢機能の継続性の確保のためには、政治、行政、経済等の各中枢機能を担う首都中枢機関やこれを支えるライフライン事業者及びインフラ事業者において、首都直下地震発生時においてもそれらの機能を途絶させることがないよう、業務継続体制の構築、ライフライン及びインフラの耐震化、多重化等の徹底的な事前防災に取り組む必要があり、「各府省等の業務継続計画の見直しの実施率」や「企業のBCPの策定完了率」等を具体目標に掲げています。

さらに、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合の一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討することとしています。

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

首都直下地震が発生した場合の膨大な人的・物的被害や経済被害を減少させるため、計画的かつ早急な予防対策を推進するとともに、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずるための備えを図ることとしており、「住宅の耐震化」や「ライフラインやインフラの強靱化」等に係る具体目標を設定しています。

一方で、こうした事前対策を徹底的に取り組んでもなお発生する人的・物的被害に対しては、限られた人的・物的リソースの中で最大限に効率的かつ効果的に

対応するための「災害対応力の強化」と、真に支援が必要なところに災害対応リソースを集中するための「災害対応ニーズの抑制と役割の分担」の両面から対応することが肝要であり、被災地内での災害対応ニーズを抑制するための取組として、在宅避難、広域的避難、マンション防災（防災訓練の実施、防災備蓄資機材の確保等）等を掲げています。

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

東京は、日本の政治・経済・文化の中心であり、首都直下地震からの復興が長期化すれば、国際金融都市等の国際的な役割を果たせなくなるほか、東京の国際競争力の低下が我が国全体の国際競争力の低下をも招くおそれがあることから、迅速な復興が必要です。迅速な復興・より良い復興に向けては事前の備えが不可欠であり、取り組むべき復興施策や方向性、優先順位、復興手順等をあらかじめ検討し、事前復興計画の策定を進めること、復興事業等の迅速・円滑な実施に向け、地籍調査を進めることを掲げています。

4 おわりに

減災目標の達成に向けて、国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、具体目標又は定性的な目標の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施することとしています。

「国民、企業等、地域、行政が共に首都直下地震に立ち向かう」姿が実現するよう、政府として取り組んでまいります。

文献

首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html



新たな『首都直下地震緊急対策推進基本計画』

<https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/index.html>





防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会（第1回）を開催

内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（防災計画担当） 付

1 はじめに

内閣府では、これまで地方公共団体と民間企業等との災害時応援協定の締結を呼び掛けてきており、平成25年度には災害時応援協定システムを整備しました。本システムは、地方公共団体が締結した協定を登録し、自治体同士が相互に検索・閲覧できる仕組みとなっています。現在では、ほぼ全ての自治体にご登録いただいています。登録件数は、自治体間の協定に加え、自治体と企業、NPO、関係業界等との協定も含め、11万件を超えています。

一方で、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の報告書において、災害時に協定を機能させるためには、平時からの訓練の実施等が必要であることが指摘されています。

また、令和7年（2025年）6月に公表された「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」においては、企業等のリソースやプロフェッショナルな力を発災時に最大限に活かせるような体制の構築が求められています。

こうした課題について議論するため、防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会（以下「検討会」といいます。）の第1回会合を令和8年（2026年）6月16日に開催しました。

2 第1回検討会の内容

検討会の冒頭では、あかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）より、各委員の専門分野を背景として、今後の地域と企業の連携のあり方について活発な議論が交わされることへの期待が述べられました（写真1）。

検討会の座長には、東京大学先端科学技術研究センターの廣井悠教授が選出されました。

その後、事務局から、検討会における主な論点とし

て以下の7点が提示され、論点の過不足や今後の進め方について、出席した各委員により活発な議論（写真2）が行われました。

- ・ 論点① 民間企業のリソースを活用できる業務
- ・ 論点② 協定の実効性
- ・ 論点③ 面的な協議体（コンソーシアム）による連携の有効性
- ・ 論点④ 全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違い
- ・ 論点⑤ 企業が地域防災に参画しやすい環境づくり
- ・ 論点⑥ 民間企業の地域貢献を評価する仕組みのあり方
- ・ 論点⑦ 評価主体（全国・地域）の役割分担

委員からは、自治体の取組事例について紹介があったほか、関係者間で顔の見える関係を構築することの重要性や、国・都道府県・市町村の役割、平常時と災害時における取組の整理、費用負担の考え方の明確化、防災を新たなビジネスの機会として捉える観点等について意見が示されました。

3 今後の予定

検討会は全8回を予定しており、今年度内に「自治体と企業の協定促進に関するガイドライン」及び「地域貢献の評価のあり方についての提言」を取りまとめることを目指して、引き続き議論を進めていきます。

文献

防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会：防災情報のページ内閣府

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousaibunya/index.html>



写真1 あかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）の挨拶の様子（令和8年（2026年）6月16日撮影）



写真2 検討会における議論の様子（令和8年（2026年）6月16日撮影）

南海トラフ地震臨時情報に関するeラーニング教材の公開について

内閣府（防災担当）調査・企画担当

1 はじめに

令和6年（2024年）8月、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、各地において様々な対応や反応がありました。これを受けて、内閣府（防災担当）では、同情報に関する理解を深めていただくための周知・啓発を進めています。

その一環として、令和8年（2026年）3月、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき行動を学べるeラーニング教材を公開しました。



図1 受講サイト（PC、スマホ対応）

2 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ沿いでは、歴史的に大規模な地震が繰り返し発生しており、次の大地震に備えて、様々な防災対策が進められています。地震は前触れなく突然起こるものであり、日頃からの備えが何よりも大切です。

太平洋側を中心に広い範囲で甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、数十時間や数年といった時間差で震源域の東側と西側において大規模な地震が発生するケースが過去に複数回確認されています。

そのようなケースを念頭に、現在の科学的知見において「大規模地震発生の可能性が普段よりも高まっている」と判断されたとき、その状況を伝えるために発表されるのが南海トラフ地震臨時情報です。

この情報が発表されたからといって、大規模地震が必ず発生するわけではありません。しかし、大規模地震発生の可能性が高まっている状況をお知らせし、実際に地震が起こったときに一人でも多くの命を守るために、この情報は運用されています。

3 eラーニングで学べる内容

今回公開したeラーニング教材は、「日本国内にお住まいの方」「自治体の方」「事業者の方」向けの3種類を用意しています。教材動画と理解度テストで構成され、ご自身に合った内容を選べる形式となっています。

教材動画では、南海トラフ地震臨時情報の基本的な知識の他、「日本国内にお住まいの方」向けでは情報が発表された際に個人がとるべき行動について、「自治体の方」や「事業者の方」向けではそれぞれの立場でとるべき行動や、あらかじめ決めておくべき防災計画の内容やその考え方について解説しています。

情報発表時に迷うことのないよう、このeラーニングをご活用いただき、とるべき行動をあらかじめ決めておきましょう。

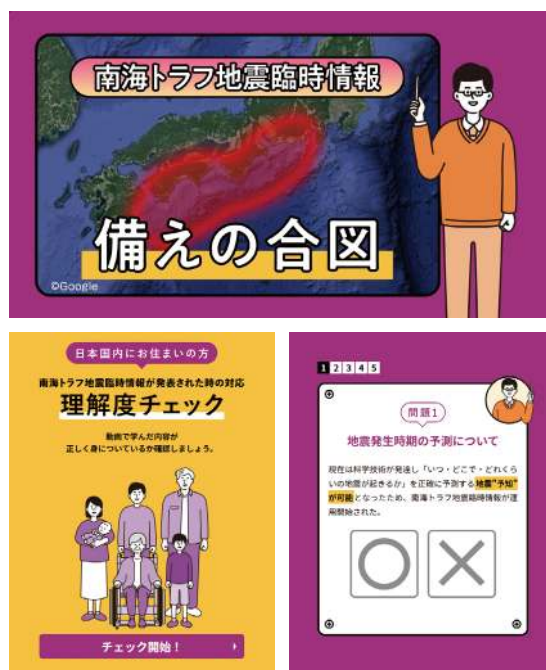


図2 教材動画、理解度テストのイメージ

eラーニング受講サイト

https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/nankai_e_learning/index.html





非常時におけるこども・若者の意見反映について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当） 付こども意見係

1 はじめに

令和5年に施行されたこども基本法では、全てのこどもについて、年齢や発達に応じた意見を表明する機会が確保されることや、その意見が尊重されることが基本理念として謳われています。また、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価をする際に、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられています。つまり、こどもや若者に関連する施策を進めるときには、その声を聴いて反映することが大切であり、それが行政の義務にもなっているのです。

こども家庭庁では、こうした考え方を踏まえ、令和6年（2024年）3月に「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成し、各府省庁や自治体におけるこども・若者の意見反映の取組の推進を図ってきました。

一方で、これまで自然災害などの非常時における意見反映については、十分に整理されていませんでした。そこで、今後の災害発生への備えや、発災後の対応・復旧・復興の過程でも、こども・若者の意見やニーズを適切に把握し、施策に反映できるようにするため、令和7年度に調査研究を実施し、令和8年5月に改定したガイドライン第2版では、新たに「非常時における意見反映の取組の在り方」を第4章として追加しました。あわせて、行政職員の方々が実際に意見反映に取り組む際に参照できるよう、ポイントや事例をまとめた

手引きも作成しました。また、令和8年（2026年）7月に修正された防災基本計画においても、防災まちづくりをはじめとする防災対策、災害発生時や復旧・復興において、こども・若者の意見やニーズを踏まえた対策を行うよう示されています。

2 調査研究の実施

ガイドラインの改定に当たって実施した「非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究」では、被災経験のある国内の自治体を対象にアンケート調査やヒアリング調査等を行うとともに、海外で発生した非常事態についても、文献調査やヒアリング調査を実施しました。

また、有識者、自治体関係者、NGO関係者に加え、若者も委員として参加する有識者会議を開催しました。さらに、被災経験のあるこどもや若者等による「こども・若者分科会」を開催し、被災当時の経験や調査結果について意見交換を行いました。



写真 輪島市で実施した「こども・若者分科会」の様子（令和7年（2025年）2月11日撮影）

これらの調査や会議、こども・若者分科会で寄せられた意見や提案を、ガイドラインの改定に活かしています（写真）。

3 非常時の意見反映の重要性と取組例

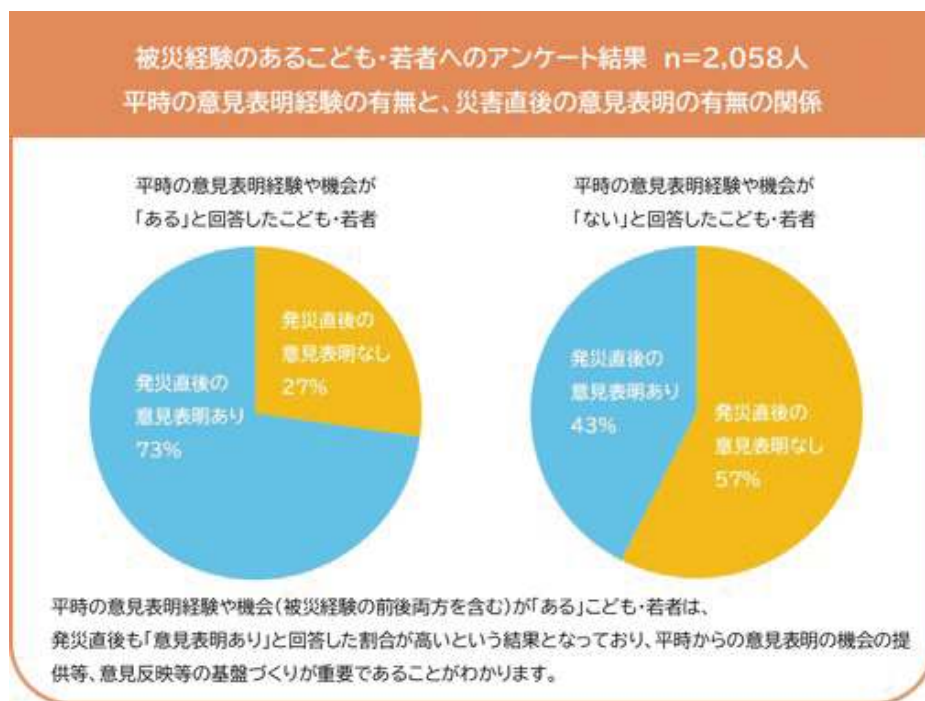
非常時は、事態の緊急性や様々な制約から、おとな中心で意思決定が進みがちです。しかし非常時には、平時からの課題の顕在化に加え、こども・若者特有の困難やニーズが生まれ、それは刻々と変化するため、その声を聴く必要性はむしろ高まります。

一方で、非常時には、こどもや若者の意見を聴き、支援に生かすための人員を確保することが難しい、安心して過ごせる居場所が失われることで思いや考えを話しにくくなる、平時に整えていた仕組みがうまく機能しない、といった課題も生じます。このため、平時、災害発生直後、復旧・復興期といったそれぞれの段階ごとに、意見を聴く目的や内容、方法を理解し、できることから取り組んでいくことが重要です。

例えば、発災後には、避難所での生活やルールについて、支援の中で意見を聴くことが考えられます。その際は、一人ひとりの状況に配慮し、無理に意見を引き出すのではなく、安心して話せる場や環境を整え、話された内容をしっかり受け止めることが大切です。また、こどもや若者ができることをおとなと一緒に取り組むことは、自身が「役に立っている」という実感につながるとも言われています。

4 おわりに

調査研究を通じて、有識者、災害経験者、支援団体等、様々な立場の方々が共通して強調していたのは、「非常時にできるのは、平時からできていることだけ」であるということです。非常時にこども・若者の意見やニーズを適切に汲み取るためには、平時からこども・若者の意見反映に継続的に取り組むことが欠かせ



図

ません（図）。おとな側の体制づくりも大切ですが、当事者であるこどもや若者が普段から意見を伝えることに慣れ、安心して話せる環境や仕組みを整えておくことが重要です。

こども家庭庁では、ガイドライン等の普及啓発を通じて、国や自治体における非常時のこども・若者の意見反映の取組推進を図ってまいります。いざというときに迅速に意見が反映できるよう、ガイドラインを踏まえた取組が広がり、国や自治体の職員をはじめ、地域のおとなやこども・若者一人ひとりに定着していくことを期待しています。

文献

こども家庭庁「非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究」

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/chosa/emergency-guideline>



こども家庭庁「災害時のこどもの居場所づくりについて」

<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/saigaiji>





「UR防災専門家制度」を用いた地域防災の向上に向けた取組

独立行政法人都市再生機構 災害対応支援部

1 はじめに

独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）は阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとした災害で応急仮設の建設など様々な支援を実施してきました。激甚化・頻発化する風水害や地震に対応するための体制を構築するため、平成30年には災害対応支援室を設置し、令和2年には、内閣総理大臣から災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されました。

URは、これまでの災害対応や復興支援の中で培ってきた知見やノウハウを社会へ広く展開し、地域の防災力の向上に向けた取り組みを実施しております。

2 UR防災専門家制度

UR防災専門家制度は、UR団地居住者やURが関係するまちづくり団体等の防災力の向上を図ることを目的として、令和3年度から本格運用を開始しました。この制度は、防災に係る様々な専門知識、経験を持つ学識者、有識者の方々を“UR防災専門家”として登録し、UR団地やまちづくり事業地区等に派遣して、防災に関する講演やワークショップ等を行うものです。

当制度は、令和3年度から7年度までの間に合計58件の派遣を行い、広く活用されております。

3 まちづくり団体等への活用事例

(1) 茨城県大洗町

茨城県内を流れる那珂川水系涸沼川の増水などにより、度々浸水被害を受けている大洗町堀割・五反田周辺地区において、URは大洗町からの委託に基づき、防

災集団移転促進事業による家屋移転手法の検討を通じて、安心・安全な防災まちづくりを支援しております。

URは、令和7年（2025年）2月及び6月に地域主体の防災まちづくりを専門とするUR防災専門家を同地区へ派遣しました。現地では、課題となっていた移転元地の土地活用方策をテーマに、他の震災における跡地利活用の事例紹介や意見交換、元地活用に係るワークショップを継続的に行った結果、まちづくりに対する地元住民の意識が醸成され、地域協議会が立ち上がるなど防災まちづくりの推進に寄与しました。

(2) 福岡県天神地区

URBANG TABLEは、URが令和2年度に福岡市天神地区に開設した“まちづくりの情報発信・交流施設”です。

URBANG TABLEでは月に一度の頻度でまちづくりに関する各種のテーマを設定し、幅広い分野の方々が参加し、トークセッションを開催しています。令和7年（2025年）9月にはUR防災専門家を派遣し、天神地区でのエリア防災に取り組むまちづくり協議会と天神地区とその他中心市街地の防災をテーマに、トークセッションを実施しました。このトークセッションを契機に、まちづくり協議会が主催する防災セミナーにもUR防災専門家を派遣することとなり、天神地区における防災意識啓発に寄与しました。

今後も発災時の支援だけでなく、平時における事前防災に向けた取り組みの中でも本制度のように様々なアプローチで地域の防災力の向上に向け、取り組みを実施してまいります。



大洗町での講演・ワークショップの様子（令和7年（2025年）6月28日撮影）



URBANG TABLEでのトークセッションの様子（令和7年（2025年）9月29日撮影）

ITTA RIVER PARK BRIDGEの整備～災害時に荒川と区民をつなぐ～

東京都板橋区危機管理部地域防災支援課

1 はじめに

板橋区は東京都北東部に位置しています。北側は荒川に面し、緑豊かなエリアが広がっています。

一方、南側には武蔵野台地の高台が広がっていますが、北側は荒川低地があり、住宅地や公園が点在しています。

令和3年（2021年）8月20日に、地域の「かわまちづくり」の取組が河川管理者（国土交通省）が支援する「かわまちづくり支援制度」に登録され、「板橋区かわまちづくり計画」を推進しています。

「板橋区かわまちづくり計画」は、防災の要素をプラスしている点が特徴で、全体のコンセプトを「高台まちづくりによる防災の推進」と「スポーツゾーンの整備による利便性の向上」としています。

2 大規模水害時における区の現況

区北側の地域においては、荒川が氾濫した場合、最大5メートル以上の浸水が2週間以上続く可能性があります。区では、台風等による荒川の氾濫等、大規模水害の発生が予想される場合には、住民に対して浸水の恐れのない親戚・知人の家やホテルなどへの分散避難や、区南側の高台への避難を啓発しています。

ただし、事前の避難が間に合わなかった場合に備え、緊急的に命をつなぐために退避できる「緊急一時退避場所」を整備しています。

3 かわまちづくり計画の活用

令和8年（2026年）3月、かわまちづくり支援制度を活用し、荒川堤防天端と緊急一時退避場所となる区立新河岸陸上競技場を結ぶ連絡通路「ITTA RIVER PARK BRIDGE（イッタ リバー パーク ブリッジ）」を設置しました。

この通路は、区立新河岸陸上競技場へ退避した住民が浸水エリア外へ避難するための重要な役割を担います。これにより、避難導線と広域的な避難空間の確保が図られ、地域の防災機能が一層向上しています。

また、平常時は回遊性を向上し、荒川河川敷のにぎわいの創出にも寄与しています。

なお、区立新河岸陸上競技場のほか、区では令和6年（2024年）9月に民間大型物流施設の2階から6階の車路に「緊急一時退避場所」を官民連携で整備しており、本連絡通路の整備とあわせて防災拠点の強化を推進しています。



連絡通路・モニュメント



連絡通路



岐阜県広域防災センター

プロジェクションマッピングを活用した地形学習展示の公開

岐阜県危機管理部防災課

1 はじめに

岐阜県広域防災センターは、県民への防災知識の普及や、自助・共助意識の向上を目的として昭和57年に開設された施設です。このたび、同センターに設置している岐阜県の地形ジオラマを従来の単なる活断層模型から動きのある展示へとリニューアルしました。

過去の災害映像などを投影することで、リニューアル前と比べてリアルな体験や学びができ、災害時の状況や、岐阜県で発生した災害について深く学んでもらえるようになっていきます。

2 お披露目について

令和8年（2026年）3月23日にお披露目式を開催し、リニューアルにご協力いただいた岐阜県立岐阜工業高校の生徒から、機能や制作過程について説明していただきました（写真1）。

主なりニューアル内容は、次の2点です。

- ・県立岐阜工業高校が災害写真などの情報を活断層模型に重ね合わせ、岐阜県内の活断層をリアルに表現

できるようにしました。

- ・ハンドトラッキング（手の動きを感知する技術）により、地形映像上のポイントに触れることで、災害写真などの情報の呼び出しができるようにしました。

3 そのほかの体験学習について

岐阜県広域防災センターでは、地形学習のほかに、地震体験装置（写真2）で最大震度7の地震を体験できるほか、消火器の操作、VRゴーグルを用いた災害疑似体験、煙の中を避難する煙体験など、多様な防災体験を行うことができます。

4 おわりに

岐阜県広域防災センターが来館者にとって分かりやすい防災教育や情報発信の拠点となるよう、今回リニューアルを行った地形学習展示をはじめとするデジタル新技術の活用も含め、今後も機能向上に向けた取組を進めてまいります。



写真1 お披露目式の様子（令和8年（2026年）3月23日撮影）



写真2 地震体験装置

地域の絆で命を守る「しらはま防災フェスタ」の取組 —ペット同行避難と多世代交流を通じた地域防災力の向上—

愛媛県八幡浜市 白浜地区自主防災会

1 はじめに

愛媛県八幡浜市の白浜地区では、住民の「自助・共助」の精神を養うため、令和元年から体験型イベント「しらはま防災フェスタ」を継続しています。この行事は、防災の専門知識がない方でも楽しみながら参加できることを大切にしています。令和7年（2025年）10月5日に開催されたフェスタでは、近年の大規模災害の教訓を踏まえた新しい取組を実施しました。

2 ペット同行避難のシミュレーション

過去の災害では、飼い主と離れ離れになったペットが放浪状態となる課題が指摘されてきました。これを受け、環境省はペットとの「同行避難」を原則とするガイドラインを作成しています（環境省2013）。当地区では、八幡浜市内で初めてとなる「ペット同行避難シミュレーション」を実施しました。専門の訓練士による講習や、避難所での受付手順の確認を行い、災害時に、大切な家族であるペットと共に安全に避難するための準備を整えています。



ペットの受付



マイクロチップ（迷子札）施術



ペット同行



ペット防災士の指導によるクレーン訓練

3 親子参観日との合同開催と実践的な学び

本フェスタの大きな特徴は、八幡浜市立白浜小学校の「親子参観日」と合同で開催している点です。学校行事と連携することで、児童や保護者、そして地域住民が共に学び合う多世代交流の貴重な場となっています。活動内容は多岐にわたり、パラコード（パラシュート用の丈夫な紐）を編んで防災ブレスレットを作るワークショップも実施しました。これは緊急時に紐を解いて救助活動などに活用できるもので、身近なアイテムから防災を考えるきっかけとなりました。また、最新の被災事例を基にした住宅耐震化講座など、親子で取り組める実践的なプログラムを通じて、地域の「顔の見える関係」を深めています。



障がい者体験



4 おわりに

白浜地区自主防災会としては、防災意識を高めるだけでなく、自助を充実させるための具体的な行動につなげてほしいと考えています。今後も、地域の福祉施設や病院等との連携を行事を通して図っていることなどを継続し、誰もが安心して暮らせる強靱なまちづくりを推進してまいります。

松山市自主防災組織ネットワーク会議

愛媛県松山市 市民防災安全課

1 設立の背景と「共助」の理念

松山市自主防災組織ネットワーク会議は、住民主体の地域防災力強化を目指し、平成20年（2008年）6月に設立されました。市内全41地区の自主防災組織連合会代表と、防災士の代表者の計82名で構成され、自主防災組織相互のつながりや、消防団や女性防火クラブなどの関係団体とも連携を深めながら、日頃の防災活動の充実や地域の防災意識の向上に取り組んでおり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神が根づいた活動を展開しています。

2 防災士養成と地区防災計画の策定

地域防災の要となる「防災士」の育成に注力しており、市が平成17年度に全国に先駆けて導入した「全額公費負担制度」に全面的に協力しています。当ネットワーク会議では、全ての自主防災組織への防災士配置を目指して、広く受講を呼びかけるなど、資格取得の機会を後押ししています。こうした貢献により、松山市は令和6年（2024年）8月に市区町村別で全国初となる「防災士1万人」を達成しました。また、平成26

年の法改正で創設された「地区防災計画」については、地域特性に応じた計画策定を主導し、平成29年度という早い段階で「市内全41地区での策定完了」を達成しています。こうして住民自らがリスクを検証して作った計画は、毎年の訓練を通じて実情に合わせて更新し、実効性を高めています。

3 知見の共有と「犠牲者ゼロ」への決意

組織の活性化と専門性の向上を目的に、分科会や研修会を毎年開催しています。特に「分科会」では、消防署の管轄ごとに、トイレ対策や津波避難、要配慮者支援など、地域の持つ災害特性に即した専門性の高いテーマで意見交換を行っています。最新の知見を各地区へ持ち帰り、還元することで、市全体の防災意識の底上げを図っています。これらの実績は決してゴールではなく、真の目的は災害における「犠牲者ゼロ」の実現です。訓練や防災活動のプロセスで培われた「地域の絆」という一番の宝を力に、災害に強い安全・安心な松山市を次世代へとつないでいきます。

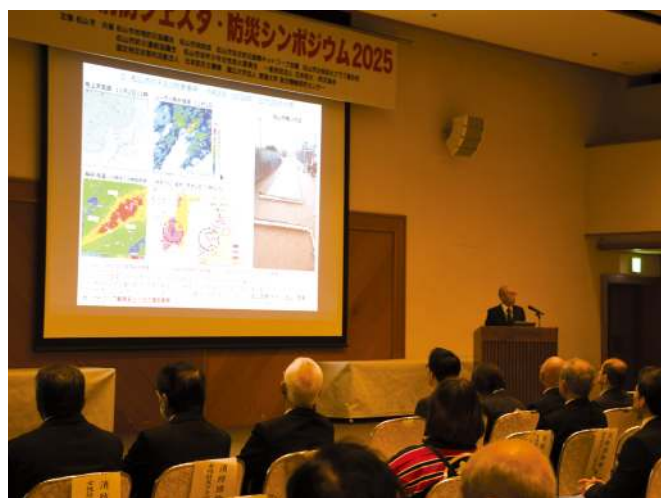


写真1 防災シンポジウムでの講演（令和7年11月23日撮影）



写真2 分科会での「逃げ地図づくり」ワークショップ（令和7年12月13日撮影）

行政主体から住民主体の避難所運営を目指して

特定非営利活動法人やませデザイン会議

1 はじめに

岩手県久慈市は、東日本大震災や度重なる台風災害により大きな被害を経験してきました。さらに、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震では、最大17,000人の避難が想定されています。このような大規模災害時には、行政だけで避難所運営を担うのには限界があることから、私たちは、行政依存型から地域主体型への転換を目指し、地域・行政と協働し、避難所運営体制の構築に取り組んでいます。

2 避難所開設キットの開発

その一環として、社会福祉振興助成事業の助成を受けて取り組んだのが、県内初となる「避難所開設キット」の開発です。開設キットは、「誰でも・迷わず・すぐに」避難所を開設できるよう、役割に応じた手順書や資料、必要物品をまとめたボックスです。令和7年度は、モデル地区において、地域住民・行政・NPOが話し合いを重ねながら、避難所開設の流れや役割分担を検討し、開設キットを開発しました（写真1、写真2）。その結果、地域の実情に応じた手順書を作成することができ、避難所開設時の不安や迷いの軽減につながることが確認できました。このプロセス

は、地域の特性や課題を確認し、地域住民が災害への備えを自分事として考える機会となりました。加えて、地域・行政・NPOの顔の見える関係と連携の仕組みが構築されつつあり、平時からの防災活動や地域づくりにもつながっています。

令和8年（2026年）3月に開催した防災セミナーで取り組みを報告したところ、アンケートでは、97%が「住民主体の避難所運営が必要」、96%が「避難所開設キットが必要」と回答するなど、地域主体の避難所運営と開設キットへの理解と関心の高まりがうかがえました。

3 今後の展望

本取り組みを通じて、地域主体の避難所運営に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。開設キットは、避難所開設に必要な役割や手順を見える化し、特定の人だけに負担が集中することを防ぎながら、多くの住民が運営に関わりやすくするための有効なツールであることが見えてきました。今後は、開設キットの導入地区を増やししながら、地域・行政・NPOが協働連携し、大規模災害時の混乱を減らし、一人でも多くの命を守ることに繋がっていきたいと考えています。



写真1 モデル地区での話し合いの様子（令和8年2月撮影）



写真2 協働で開発した避難所開設キットと手順書（令和8年2月撮影）



大阪府岸和田市畑町自主防災会
田口陽佑会長

「だんじり祭」の組織とネットワークを 活かした避難計画を策定

大阪府岸和田市畑町は住宅地と農地が混在する地域で、2026年4月現在で約1300世帯、3000人弱が暮らしています。近年では町内会への加入率が低下しており、過去に大きな災害に見舞われた経験がないことから、災害時に備えた情報共有や避難時の対応などが課題となっていました。一方、岸和田には地域に根づく「だんじり祭」の存在があり、畑町でもだんじり（地車）の曳行を行うことから、地域の結びつきには強みがあります。

だんじり祭は青年団（主として20代）、「十五人組」（同30代）、若頭（同40代）、そして世話人（同50代）など、世代ごとの役割分担により運営されています。こうした仕組みに加え、町会や水防団、老人クラブ、婦人会など既成の組織やネットワークを生かしているのが畑町自主防災会の大きな特長です。

従来、岸和田市の自主防災会は消防本部の管轄で、主として消火栓操法などを実施する消防団的な組織でした。それが2014年から危機管理課の管轄に移り、防災福祉コミュニ

ティとして運営されるようになりました。

「防災に力を入れるといっても、何から手をつければいいのかわからない状態でしたが、2023年に内閣府のモデル事業に応募して、専門家の先生の指導を受けながら地区防災計画づくりに取り組むことになりました。ワークショップを重ねることで災害時の役割分担を整理していきました」（田口さん）

地区防災計画には、発災時に各世帯の住戸前に目立つ色の「無事ですタオル」を掲出することによる安否確認や、町会の下部組織である隣組単位での避難、状況に応じた近隣の隣組との連携などが規定されており、毎年12月にこれに基づいた防災訓練を実施しています。

一方で、この地区防災計画はまだ完全ではないといいます。

「避難計画まではできあがっていますが、実際に避難した先での役

割分担などについてはまだ定められていません。指定避難所は、私たちだけでなく4町の自治会で使うので、役割分担等については、他の町会も合わせて横断的に決める必要があります。現在はその調整を行っているところです。地区防災計画としてはそこまでできてはじめて完成すると考えています。また、近年ではだんじりの曳行もオープンになりつつあり、もともと畑町の住民で、結婚や就職等で町を出た人でも祭の時は畑町のだんじりを曳くことができるようになりました。そのため組織としての結びつきはあっても、必ずしも畑町に住んでいないというケースも出てきてしまいます。避難計画を機能させるためにも町会の加入者をもっと増やしていきたいと思っています」（田口さん）



▲ワークショップの様子（田口さん提供）



▲防災訓練時に実施した講演会の様子（田口さん提供）

ぼうさい No.116

令和8年(2026年)8月10日

<https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/index.html>



●編集・発行

内閣府(防災担当)
普及・防災教育・NPOボランティア連携担当
〒107-0052
東京都港区赤坂2-4-6
赤坂グリーンクロス18階
TEL:03-5253-2111(大代表)
<https://www.bousai.go.jp>



●編集協力・デザイン・印刷・製本

第一企画株式会社
〒380-0803
長野県長野市三輪1丁目16-17
TEL:026-256-6360
URL:<https://www.d1k-c.jp>

●編集後記

特集では防災推進国民会議と防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）の10年の歩みを取り上げました。途中でコロナ禍はあったものの、ぼうさいこくたいは回を追うごとに多様な参加者が集めるようになり、参加者同士のネットワークが生まれ、また自助・共助の重要性が国民に浸透するなど、国民の防災意識の向上に確実に貢献していることを改めて感じることができました。11回目を迎える今年の「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」は、「共に考え・備え・守る～「支え愛」で守る命と暮らし～」をテーマに、10月17・18日に鳥取県倉吉市で開催されます。さらなる防災力の向上を目指して、多くの皆様の参加をお待ちしています。

御意見・御感想は、内閣府(防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛にお寄せください。